

コミュニティ助成事業の申請については、令和9年度コミュニティ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1 助成事業（要綱第2 関係）

1. 各事業の留意点（要綱第2 の1 関係）

- (1) 要綱第2 の1 (1) ～ (3) の各事業で整備する施設又は、設備等は、コミュニティ組織、自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、女性消防隊、少年消防クラブが維持管理できるものとします。
- (2) 要綱第2 の1 (1) 、 (3) の事業区分ア及びイ、 (4) のアの事業では、建築物（建築基準法に定めるもの）は対象外ですが、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象（ (4) のアの事業を除く）となります。（建築主事による建築基準法上の建築物に該当しない旨の証明書の提出が必要となる場合があります。）
- (3) 要綱第2 の1 (1) 、 (2) 、 (3) の事業区分ア及びイの事業は、別紙1（参考①）も参照してください。
- (4) コミュニティセンター助成事業について
 - ① 対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用するもので、主に新築を対象とします。（地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体名義での、建物の所有権保存登記が必要。）
 - ② 各都道府県において上限3件の申請とします。ただし、申請件数は1助成対象団体（市区町村）あたり1件としてください。また、対象となる事業費の5分の3以内の助成であることから、建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。
- (5) ～ (7) 略
- (8) 各事業を実施するにあたり、次の場合は対象外となります。
 - ① 助成対象団体の補助事業（単なる資金供与だけのもの）を実施するための財源の一部又は全部に助成金を充当するもの。
 - ② 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とする事業。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象となります。
 - ③ 自治総合センターが実施している文化公演事業及び野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するもの。

④ 次のものを含む事業。

- ・土地の整備（取得、造成を含む）。
- ・既存施設、中古品の購入。
- ・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去。

ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品の修理・修繕及び地域づくり助成事業のうち事業区分アにおけるバリアフリー化工事に係る修理・修繕は助成対象となります。

- ・車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。

なお、地域づくり助成事業のうち事業区分アで対象となる車両は別紙1（参考④）を参照してください。

- ・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等。
- ・銃・刀剣類。
- ・住民個人宅に設置されるもの。
- ・宗教に関する施設及び設備等の整備。

⑤ 土地を要する事業を実施する場合（コミュニティセンター建築の他、広場の遊具整備やベンチの設置等）で、次に該当するもの。

- ・登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。
- ・相続手続き未済のもの。
- ・所有者全員の承諾書等が得られないもの。

⑥ ソフト事業（地域づくり助成事業のうち事業区分イは除く）において、補助金や事業の全部が外部委託となる事業（事業実施主体の関与が低い事業で、事業計画・収支予算書の内容からそれと判断される場合も含む）。

2. 助成事業の要件（要綱第2の2関係）

- （1）助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入によるものであり、国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。
- （2）公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となるものであること。また、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合は対象外。
- （3）国からの助成を受けないものであること。
- （4）事業の完了は、設備等の納品日若しくは検収日、コミュニティセンター助成事業における保存登記完了日、ソフト事業における実施内容の全てが終了した日とします。
- （5）備品、消耗品は、助成対象団体の規則等で定めるものとなります。なお、使用回数に制限のあるもの、又は使用期間に定めのあるものは消耗品となります。

第2 略

第3 助成事業の実施主体（要綱第4 関係）

1. 次に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

(1) 事業実施主体

コミュニティ助成事業を、自ら主体的に企画し、実施する団体及び市（区）町村。

(2) コミュニティ組織

自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。

また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとはいいがたい団体等は除きます。

(3)、(4) 略

2. 事業実施主体が市（区）町村以外となる場合は、次の要件を満たす団体とします。

(1) 申請時点で、設立されていること。

(2) 規約が提出できること。

(3) 令和8年度の事業計画及び予算書が提出できること。

3. 略

第4 助成金額（要綱第5 関係）

1. 略

2. 事業の内容に変更があった場合でも、助成額は当初の助成決定額の範囲内とします。

第5 助成対象経費（要綱第6 関係）

1. 要綱第6の2（1）に記載されている、既存の施設又は設備等の修理、修繕にかかる費用のうち、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、地域づくり助成事業のうち事業区分アにおけるバリアフリー化工事に要する経費は助成対象となります。

2. 略

第6 宝くじの社会貢献広報（要綱第7 関係）

1. 宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、当財団ホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。

2. 広報表示については広報効果が最大限発揮できるように、表示箇所について特段のご配慮をお願いいたします。（広報表示にかかる経費は、助成対象経費に含みます。）なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなるので、留意してください。

(1) コミュニティセンター助成事業においては、建物入り口等の場所にプレートを設置してください。

(2) 略

3. 広報誌等に事業の紹介記事を掲載する際は、「宝くじの助成金で整備した」もしくは「宝くじの助成金で実施する」旨の文章としてください。その際、事業の様子を撮影した写真を挿入するなど、広報効果が最大限に発揮できるようご配慮願います。

4. 略

第7 助成の申請手続き（要綱第8 関係）

1. 2. 略

3. 申請書はA4たてサイズとし、説明資料等も原則としてA4たてサイズまたはA3よこサイズとしてください。

4. 略

5. その他申請手続きに係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」等を参照してください。

第8 事業内容の変更（要綱第10 関係）

1. 事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、協議のうえ承認を受けてください。事業が完了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付されないことがあります。

2. 変更申請書（別記様式第4号）が必要な場合

次に掲げる変更については、変更申請書を提出し承認を受けてください。なお、変更によって助成の要件を満たさなくなった場合は、助成を取り消すことがあります。

(1) 事業に要する予算のうち、助成金に係る予算を変更しようとするとき。

① 助成決定額に影響のある変更。

② 略

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。

① 事業実施主体の変更。

② 略

- ③ その他、事業内容が大幅に変更される場合。
- (3) 事業を中止、または廃止しようとするとき。

3. 軽微な変更の報告

生産中止に伴う品番変更や更新、変更が軽微と認められるものについては、事前協議のみで変更申請は不要となります。また、軽微な変更のうち、助成対象団体や事業実施主体の代表者の変更及び人事異動等によるその他関係者の変更については、報告を不要とします。

- 4. その他変更申請手続きに係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」を参照してください。

第9 実績報告書の提出について（要綱第11関係）

- 1. 実績報告書の提出は事業完了後2カ月以内、且つ令和10年4月7日まで（自治総合センター必着）とします。提出にあたっては、「必要書類一覧表」を参照いただき、必要書類が完備出来次第、すみやかにご提出ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。なお、提出期限を過ぎた場合は、助成を取り消すことがあります。
- 2. その他実績報告書の提出に係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」等を参照してください。

第10 助成金の交付先（要綱第11関係）

助成金は、助成対象団体の口座（市（区）町村、広域連合、一部事務組合の会計管理者）に振り込むものとし、その他の口座への振り込みはできません。

第11 その他

過去に助成を受けた施設や設備等の処分については、助成対象団体の規則等の定めによって行ってください。

別紙 1 (参考①)

< 1. 一般コミュニティ助成事業 >

対象となる団体	対象とならない団体
	・市（区）町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体 ・商業振興を目的とした活動を行っている団体（商工会等）
対象となるもの	対象とならないもの
・建築物に該当しない東屋等（自治体の建築主事等の証明書を添付すること） ・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの ・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等） ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等） ・防災目的の備品 ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・自転車 ・動力の付いた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・防犯カメラ ・水車 ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホテル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具（食器、包丁、箸等） ・医薬品 ・照明器具等のうち、電球のみの整備 ・銃・刀剣類（模造品含む） ・電力申請費等の申請に要する費用

< 2. コミュニティセンター助成事業 >

対象となるもの	対象とならないもの
	・既存建物の増築・改修
対象となる経費	対象とならない経費
・建物登記費用 ・設計監理料	